

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員の費用弁償並びに役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員の費用弁償）

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。

（役員等）

第3条 この規程において、役員等とは、理事、監事、顧問及び参与をいう。

（報酬等の支給及び報酬の総額等）

第4条 次に掲げる役員には職務執行の対価として報酬を支給する。

（1）会長

（2）専務理事

（3）常務理事

2 会長、専務理事及び常務理事以外の役員には、報酬は支給しない。

3 報酬の総額は、評議員会の決議により定める。

4 役職別の報酬の上限金額は、評議員会の決議により定める。

（役員報酬の額及び費用弁償）

第5条 会長、専務理事及び常務理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

2 会長、専務理事及び常務理事以外の役員が、その職務のため本会理事会、監事会及びその他会議に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。ただし、所轄庁の職員である役員等には費用弁償は支給しない。

3 役員等が職務のため出張したときは、別表3に定める旅費を支給する。

（報酬の支給方法）

第6条 会長、専務理事及び常務理事に対する報酬の支給時期は、職員給与等の支給時期に合わせ分割して支給するものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには控除して支給する。

（公表）

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(別表2)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表2の「常務理事 年額」については平成30年4月1日とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表2の「常務理事 年額」については平成31年4月1日適用とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(別表2)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表2)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(別表2)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(別表2)

別表1 評議員・役員等（会長・専務理事・常務理事を除く）への費用弁償の額

日 当 2,000円

交通費 実 費

交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法とし、その計算は本会「職員給与及び旅費規程」を準用する。

別表2 役員報酬の総額及び役職別の上限金額

役員報酬の総額 5,429,000円以内

役職別の報酬の上限金額

会 長 年額 5,429,000円以内

専務理事 年額 0円

別表3 役員等の出張に伴う費用弁償の額

区 分	車 賃	日 当	宿 泊 料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
	1kmにつき		甲地方	乙地方	
会長 専務理事・常務理事	37 円	本会職員給与及び旅費規程の現地経費に準じる	14,800円	11,800円	2,600円
上記以外の 理事・監事・顧問	37 円	2,600 円	14,800円	11,800円	2,600円
上記以外の役員等	37 円	本会職員給与及び旅費規程の現地経費に準じる	13,100円	9,800円	2,200円

備 考 鉄道賃、船賃、航空賃は旅行命令の定める方法により現に支払った旅客運賃とする。